

第六十六條の八 第十四項	第六十六條の八 第七項					第六十六條の八 第六項第二号	
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

7511 省 略

12 第六十六條の八第六項、第七項及び第十四項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表

第六十六條の八 第十五項	前項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同上	同上					同上
			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第六十六條の九の四第一項から第三項までの規定の	同条第六項において準用する前項	同条第一項から第三項までの規定を	同上	同上	同上	同上	同上	同上	。

7511 同 上

12 第六十六條の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八 第六項第一号	第六項			
	省略	省略	省略	省略
省略	前十年以内の各事業年度の課税済金額	省略	省略	省略
省略	前二年以内の各事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等をいう。次項において同じ。）の間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）又は前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）	省略	省略	省略

同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上
同上	前二年以内の各事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等をいう。次項において同じ。）の間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）又は前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	同上	同上	同上

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八 第七項				第六十六條の八 第六項第二号						
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	課税済金額又は個別課 税済金額	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	間接配当等若しくは間接 課税済金額又は個別間接 配当等（第六十八條の九 十三の四第十項第一号に 掲げる金額をいう。次号 及び次項において同じ。 ）若しくは個別間接課税 済金額（同条第十項第二 号に規定する個別間接 課税済金額をいう。次号 及び次項において同じ。	省略

同上				同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	間接配当等若しくは間接 課税済金額又は個別間接 配当等（第六十八條の九 十三の四第十項第一号に 掲げる金額をいう。以下 第十四項までにおいて同 じ。）若しくは個別間接 課税済金額（同条第十項 第二号に規定する個別 間接課税済金額をいう。 以下第十四項までにおい て同じ。）	同上

第六十六條の八 第十四項	省略	省略	省略	省略	省略
	省略	省略	省略	省略	省略

13・14 省略

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六條の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇四 省略

五 公害の発生による損失を補填するための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする公益法人等若しくは一般社団法人若しくは一般財

13・14 同上

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六條の十一 同上

第六十六條の八 第十五項	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上
前項	同上	同上	同上	同上	同上
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同上	同上	同上	同上	同上
同条第十二項において準用する前項	同上	同上	同上	同上	同上
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同上	同上	同上	同上	同上
同条第七項から第九項までの規定を	同上	同上	同上	同上	同上

一〇四 同上

五 公害の発生による損失を補填するための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする公益法人等若しくは一般社団法人等若しくは一般財

団法人で、当該特定の業務が国若しくは地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすもの又は当該特定の業務を行う法人税法第二条第五号に規定する公共法人で政令で定めるものに対する当該特定の業務に係る基金に充てるための負担金

2 省 略

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人(次項において「認定特定非営利活動法人」という。)である法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動(同条第一項に規定する特定非営利活動をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る事業に該当するもののために支出した金額がある場合における同法第七十条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人(租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。が」と、同条第五項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」と、「にあつては」とあるのは「にあつては」と、「金額」とあるのは「金額とし、認定特定非営利活動法人にあつてはその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とする。」とする。

256 省 略

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項並びに第四百四十四条の十三第一項及び第二項の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に終了する各事業年度におい

くは一般社団法人若しくは一般財団法人で、当該特定の業務が国若しくは地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすもの又は当該特定の業務を行う同条第五号に規定する公共法人で政令で定めるものに対する当該特定の業務に係る基金に充てるための負担金

2 同 上

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人(次項において「認定特定非営利活動法人」という。)である法人がその収益事業(法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この条において同じ。)に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る事業に該当するもののために支出した金額がある場合における同法第七十条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人(租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。が」と、同条第五項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」と、「にあつては」とあるのは「にあつては」と、「金額」とあるのは「金額とし、認定特定非営利活動法人にあつてはその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とする。」とする。

256 同 上

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 同 上

て生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項又は第四百四十四条の第十三項若しくは第十項の規定に該当する場合のこれらの規定に規定する事業年度の欠損金額、同法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三項第一項に規定する災害損失欠損金額（次項において「災害損失欠損金額」という。）並びに設備廃棄等欠損金額については、この限りでない。

一 普通法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

二 公益法人等又は協同組合等

三・四 省略

254 省略

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法人税を課する。

255 省略

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）

二 公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）

三・四 同上

254 同上

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法人税を課する。

255 同上

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の五 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 省略

第六十七条の五 第四十二条の四第三項に規定する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 同上

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十七条の五の二 青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更を受けたものに限る。以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する

債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限り、）において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従ってその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）」と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融機関等 預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。）その他政令で定めるものをいう。

二 投資事業有限責任組合契約等 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次号において「投資事業有限責任組合契約」という。）及び有限責任事業組合契約。約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

三 特定投資事業有限責任組合契約 投資事業有限責任組合契約のうち中小企業の事業の再生に著しく寄与する契約として政令で定めるものをいう。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)

第六十七条の五の二 省 略
2 省 略

(協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例)

第六十七条の八 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等(農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が法人税法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。)に対する出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。)につき支払を受ける配当等の額(法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額をいう。)(がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 省 略

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資法人法」という。)(第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる要件を満たすものに限る。)(が支払う法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額(当該投資法人の同法第二十四条第一項各号(第二号、第三号及び第七号を除く。)(に掲げる事由によりその投資主(投資法人法第二条第十六項に規定する投資主をいう。)(に対して交付する金銭の額が当該投資法人の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該投資法人の投資口(投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。)(第一号において同じ。)(に対応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるそ

3 | 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)

第六十七条の五の三 同 上
2 同 上

(協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例)

第六十七条の八 協同組合等(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。)(の各事業年度において、その有する連合会等(農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が同法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。)(に対する出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。)(につき支払を受ける配当等の額(法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額をいう。)(がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 同 上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 同 上

の超える部分の金額その他政令で定める金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げる全ての要件

イ ホ 省 略

へ 他の法人(当該投資法人につき投資法人法第九十四条第二項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引(国外において行われるものに限る。)を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。(1)において同じ。)の株式若しくは出資を有している場合又は匿名組合契約等(匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)及び外国におけるこれに類する契約をいう。(1)及び(2)において同じ。))に基づく出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれもが百分の五十以上でないこと。

(1) 当該投資法人が有している他の法人の株式又は出資の数又は金額(当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として政令で定めるところにより計算した数又は金額を含む。))が当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうちを占める割合

(2) 当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいてを受けている出資の金額の合計額のうちを占め

一 同上

二 同上

イ ホ 同上

へ 他の法人(当該投資法人につき投資法人法第九十四条第二項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引(国外において行われるものに限る。)を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。)の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していないこと。

る割合

ト・チ 省略

259 省略

(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 | 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 | 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4 | 前項に定めるもののほか、第一項の外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第六十七条の十七 省略

256 省略

7 第四十二条の二第七項第一号に規定する外国金融機関等（次項において「外国金融機関等」という。）が、同条第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等につき、同条第七項第二号に規定する特定金融機関等（以下この項及び第九項において「特定金融機関等」という。）から支払を受ける貸借料等（同条第一項に規定する債券現先取引（第九

ト・チ 同上

259 同上

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第六十七条の十七 同上

256 同上

7 第四十二条の二第六項第一号に規定する外国金融機関等（次項において「外国金融機関等」という。）が、同条第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等につき、同条第六項第二号に規定する特定金融機関等（以下この項及び第九項において「特定金融機関等」という。）から支払を受ける貸借料等（同条第一項に規定する債券現先取引（第九

項において「債券現先取引」という。）から生ずる差益として政令で定めるもの又は同条第一項に規定する証券貸借取引による特定金融機関等に対する同項各号に掲げる有価証券の貸付けの対価として支払われる金銭をいう。次項において同じ。）については、法人税を課さない。

8 省 略

9 第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間において開始した同条第三項に規定する振替国債等に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるものについては、法人税を課さない。

10 13 省 略

（国外所得金額の計算の特例）

第六十七条の十八 省 略

2・3 省 略

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人の前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 省 略

二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

項において「債券現先取引」という。）から生ずる差益として政令で定めるもの又は同条第一項に規定する証券貸借取引による特定金融機関等に対する同項各号に掲げる有価証券の貸付けの対価として支払われる金銭をいう。次項において同じ。）については、法人税を課さない。

8 同 上

9 第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において開始した同条第三項に規定する振替国債に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるものについては、法人税を課さない。

10 13 同 上

（国外所得金額の計算の特例）

第六十七条の十八 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 同 上

二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみ

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代

なされる金額を含む。)を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

7512 省 略

13 第六十六条の四第八項から第十五項まで及び第二十六項から第三十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の四 第八項		の対価の額	の対価の額とした額
第二項各号	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号	につき支払われるべき対価の額	の対価の額とされるべき額
第一項	第六十七条の十八第一項		

えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

7512 同 上

13 第六十六条の四第八項、第九項及び第二十項から第二十五項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の四 第八項		同時文書化対象国 外関連取引(前項 の規定の適用があ る国外関連取引以 外の国外関連取引 第六項	同時文書化対象内部取引(第 六十七条の十八第五項に規定 する同時文書化対象内部取引 同条第三項
同時文書化対象国 外関連取引に係る 第一項	同時文書化対象内部取引に係 る同条第一項	として財務省令	として同条第五項に規定する

第六十六條の四 第十二項第二号	第二項第一号二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号二	第六十六條の四 第十三項	同時文書化対象国 外関連取引	同時文書化免除国 外関連取引	第七項の規定の適用がある国外関連取引	第一項	財務省令	所得の金額又は欠損金額	て算定する場合における同項第一号ロ
									法人税の額から控除する金額	

第六十六條の四 第八項第二号	同上	同上	第六十六條の四 第九項	同時文書化免除国 外関連取引(第七項の規定の適用がある国外関連取引)	第一項	財務省令	前項各号	同項第二号	同項第一号	所得の金額又は欠損金額
										法人税の額から控除する金額

					第六十六條の四 第二十六項	第六十六條の四 第十五項
	租税特別措置法 並びに租税特別措 置法	租税特別措置法（ 昭和三十二年法律 第二十六号）		及び同条第二十七 項	租税特別措置法第 六十六條の四第二 十七項（	同時文書化免除国 外関連取引
、 租税特別措置法 の十八第十三項において準用 する同法	並びに租税特別措 置法 第七條の十八第十三項において 準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二 年法律第二十六号）第六十七 條の十八第十三項において準 用する同法	及び同法第六十七條の十八第 十三項において準用する同法 第六十六條の四第二十七項		租税特別措置法第六十七條の 十八第十三項（国外所得金額 の計算の特例）において準用 する同法第六十六條の四第二 十七項（	同時文書化免除内部取引
					同項の	第六十七條の十八第一項の

					第六十六條の四 第二十一項	第六十六條の四 第二十項
同上	同上	同上	又は租税特別措置 法	及び同法	租税特別措置法第 六十六條の四第二 十一項（	同上
同上	同上	同上	又は租税特別措置法第六十七 條の十八第十三項において準 用する同法	及び同法第六十七條の十八第 十三項において準用する同法	租税特別措置法第六十七條の 十八第十三項（国外所得金額 の計算の特例）において準用 する同法第六十六條の四第二 十一項（	同上

第六十六條の四 第二十七項第一 号及び第二十八 項			第六十六條の四 第二十四項		第六十六條の四 第三十一項			第六十六條の四 第二項		
当該法人に係る国 外関連者との取引 を第一項に規定す る独立企業間価格 と異なる対価の額 で行つた			租税特別措置法		法人と当該法人に 係る国外関連者 の居住者又は法人 とされる の居住者又は法人 とされる			国外関連取引に係 る第一項		
第六十七條の十八第一項に規 定する内部取引の対価の額と した額を同項に規定する独立 企業間価格と異なる額とした			租税特別措置法第六十七條の 十八第十三項（国外所得金額 の計算の特例）において準用 する同法		内国法人と当該内国法人の第 六十七條の十八第一項に規定 する国外事業所等 に所在する			第六十七條の十八第一項に規 定する内部取引に係る同項		
省略			省略		省略			省略		
省略			省略		省略			省略		

第六十六條の四 第二十一項第一 号及び第二十二 項			第六十六條の四 第二十五項		同上			同上		
同上			同上		同上			国外関連取引に係 る第一項に規定す る		
同上			同上		同上			第六十七條の十八第一項に規 定する内部取引に係る同項に 規定する		
同上			同上		同上			同上		
同上			同上		同上			同上		

14 省 略

省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八條 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)の事業年度(清算中の事業年度を除く。)が、次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六條第三項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九(各事業年度の所得の金額のうち十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については、百分の二十二」と、同法第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條第一項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 省 略

2・3 省 略

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)

第六十八條の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二條第十二号の八ハ中「共同で事業を行うための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八條の二(農業協同組合等の合併

14 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八條 法人税法第二條第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)の事業年度(清算中の事業年度を除く。)が、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六條第三項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九(各事業年度の所得の金額のうち十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については、百分の二十二」と、同法第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條第一項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 同 上

2・3 同 上

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)

第六十八條の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二條第十二号の八ハ中「共同で事業を行うための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八條の二(農業協同組合等の合併

に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 省略

(適格合併等の範囲等に関する特例)

第六十八条の二三 内国法人の行う合併が特定グループ内合併(次のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人の当該合併前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは「その合併(租税特別措置法第六十八条の二三第三項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内合併に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二三第三項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。)」には」とする。

一 省略

二 被合併法人の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次項第三号において同じ。)に同条第十二号の八に規定する合併親法人のうちいずれか一の法人(特定軽課税外国法人等に該当するものに限り。)の株式(出資を含む。以下この条において同じ。)が交付されること。

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割(次のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令

に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上

(適格合併等の範囲等に関する特例)

第六十八条の二三 内国法人の行う合併が特定グループ内合併(次の各号のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人の当該合併前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは「その合併(租税特別措置法第六十八条の二三第三項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内合併に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二三第三項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。)」には」とする。

一 同上

二 被合併法人の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次項第三号において同じ。)に同条第十二号の八に規定する合併親法人株式(特定軽課税外国法人に該当する外国法人の株式(出資を含む。以下この条において同じ。)に限り。)が交付されること。

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割(次の各号のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の